

利府町地域福祉活動計画 (第2期)

平成28年度～平成32年度



社会福祉法人 利府町社会福祉協議会

あいさつ



社会福祉法人 利府町社会福祉協議会
会 長 相澤 久米治

今日の福祉を取り巻く情勢は、日々複雑多様化し、その状況に応じ各種福祉制度の改正が図られております。

特に介護保険制度については、地域包括ケアシステムの構築に向け、新しい総合事業が平成 29 年 4 月から本格的にスタートします。

この改正は、地域での見守りをはじめとした、住民の皆さまの協力が必要不可欠となる制度改革になっていると思います。

そこで、住民相互の支え合い・助け合いを中心とした、一言でいえば「地域づくり」について、福祉制度の充実と同時に推進していかなければならない重要なことだと考えております。

その中で、平成 28 年 4 月に行政計画「利府町地域福祉計画」が策定され、これを踏まえ、各分野で活躍している関係者で構成する策定委員会を中心に、行政計画とも連携を図りながら、このたび、社協計画の「地域福祉活動計画」が策定されました。

本会は、双方の計画の実行者として、果たすべき責任の重さを痛感するとともに、より一層の努力をしてまいります。

結びに、計画策定にご尽力・ご協力いただきました策定委員の皆さまをはじめ、アンケートにご協力をいただきました町民の皆さまに深く感謝申し上げます。

利府町地域福祉活動計画(第2期)の策定にあたって



利府町地域福祉活動計画策定委員会

委員長 板橋 健夫

このたびの第2期活動計画策定に際し、第1期計画に関わった委員4名と新たに加わった委員4名の合計8名で、策定委員会が設置され、地域の課題抽出や今後の取り組みについて、検討を行いました。

策定にあたって、①第1期計画の評価を踏まえ見直しを図る、②行政計画「第2期地域福祉計画」と整合性を図る、③「住民の福祉意識調査」の結果を反映させるという3点の共通認識のもと、策定いたしました。基本理念、基本目標、基本計画の骨子については、第1期計画を踏襲しておりますが、具体的な取り組みについて修して関係機関、町民一人ひとりに期待することなどを明文化し、計画が出来上がりました。

この「利府町地域福祉活動計画(第2期)」が、住民参加・相互の支え合い活動の参考資料として活用されることを願うとともに、利府町における地域福祉の充実に向けて、町民皆さまとともに推進していきたいと思っております。

結びに、本計画の策定にあたって意見を具申いただいた策定委員の皆さん、調査等ご協力いただいた町民の皆さまに感謝申し上げます。

<< 目 次 >>

第1章 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会とは P1
- (2) 利府町社会福祉協議会について P1

第2章 計画について

- (1) 地域福祉活動計画とは P2
- (2) 計画策定の背景 P3
- (3) 計画の期間 P4
- (4) 計画の位置づけ P5
- (5) 地域福祉活動計画と地域福祉計画の密接な関係 P6

第3章 計画の体系

- (1) 計画の体系図 P7
- (2) 基本理念 P8

「みんなで参加 笑顔あふれる 福祉のまち“利府”」

- (3) 基本目標・基本計画 P9
- (4) 計画の具体的な取り組み P10～P15

第4章 地域福祉活動計画(第2期)の推進に向けて

- 目標を達成するためにそれぞれの担い手に期待される役割 .. P16

資料編

- 資料1 「住民の福祉意識調査」の集計結果 P17～P24
- 資料2 利府町地域福祉活動計画(第2期)策定委員会設置要綱 P25
- 資料3 利府町地域福祉活動計画(第2期)策定委員会委員名簿 P26
- 資料4 策定の経過 P27

第1章 社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下、「社協」）とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、1951年（昭和26年）に制定された「社会福祉事業法」（現在の社会福祉法）に基づき、都道府県及び市区町村に設置されています。

社協は、地域に暮らす住民の皆さまのほか、保健・福祉・医療・教育分野における関係機関や行政機関の参加・協力のもと、住んでいるまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、さまざまな活動を行っています。

(2) 利府町社会福祉協議会について

利府町社会福祉協議会は（以下、「利府町社協」）は、1987年（昭和62年）に社会福祉法人として設立されました。

利府町社協は「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて、町内会やボランティアのご理解・ご協力のもと、行政機関や福祉関係団体のご支援をいただきながら、様々な社会福祉事業を展開しています。

2000年（平成12年）の介護保険制度が施行されてからは、訪問介護事業をはじめとした介護サービスにも参入し、新たな介護・福祉制度が導入されるたびに、積極的に事業に取り組み、地域福祉事業と介護サービス事業の両輪の考え方で、社会福祉事業を展開しています。

【利府町社会福祉協議会の主な事業内容】

□地域福祉事業

地区社協事業、小地域ネットワーク事業、ボランティアセンター事業
広報紙発行事業、心配ごと相談事業、生活資金貸付事業など

□地域包括支援センターの運営

□居宅介護支援事業

□訪問介護事業

□障害者地域活動支援センターの運営

□障害者相談支援事業

□児童デイサービス（放課後等デイサービス事業）



利府町社会福祉協議会事務所

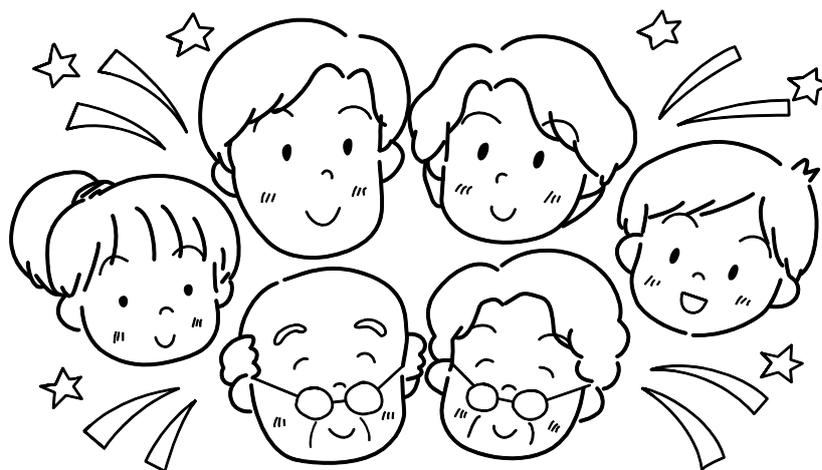
第2章 計画について

(1)地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が中心となり、地域住民、福祉関係団体、ボランティア・行政等の参加を得て、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動指針を示すという性格を持った計画です。

『地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。』

「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取組み方針」(平成 15 年 11 月全国社会福祉協議会)



(2)計画策定の背景

平成24年5月に「みんなで参加 笑顔あふれる 福祉のまち“りふ”」を基本理念に「利府町地域福祉活動計画（第1期3年）」が策定されました。利府町社協は、この計画に基づき、地域福祉を推進するために事業に取り組んでまいりました。

今回の第2期計画策定にあたり、重要事項として位置付けたことは、

- ①第1期計画の評価を踏まえ見直しを図ること。
- ②平成27年度中に策定される行政計画「第2期地域福祉計画」と整合性を図り、互いに補完・補強しながら実効性のある計画にすること。
- ③平成27年9月に実施した「住民の福祉意識調査」の結果を計画に反映させること。

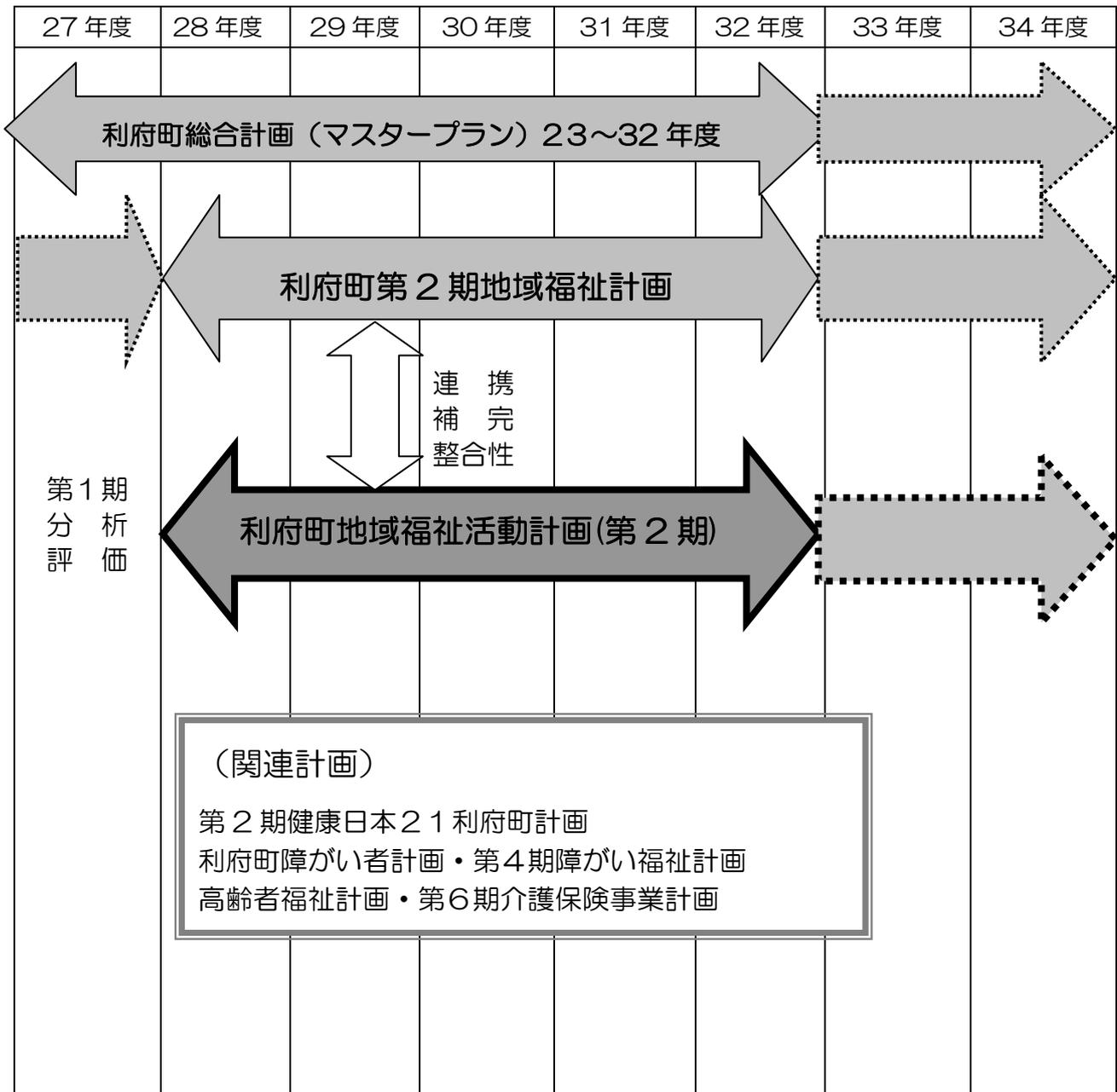
以上の3点を踏まえ、今回、行政計画と整合性を図る観点から、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年計画として、「利府町地域福祉活動計画（第2期）」を策定することとなったものです。

これまで、住民主体の地域福祉事業を積極的に取り組んできた利府町社協としては、これまで以上に、住民の事業への参画を促すためのPR強化、福祉の人材づくり、ニーズの掘り起こしなど、様々な関係機関と連携して進めていくための羅針盤となるよう、この計画が位置づけられています。

(3)計画の期間

計画期間は、平成28年度から5ヶ年とし、計画の進捗、諸目標の達成状況の点検、評価並びに新たな目標・課題の設定について審議、検討を行います。

また、関係計画との連携に努め、地域福祉の推進を図ります。

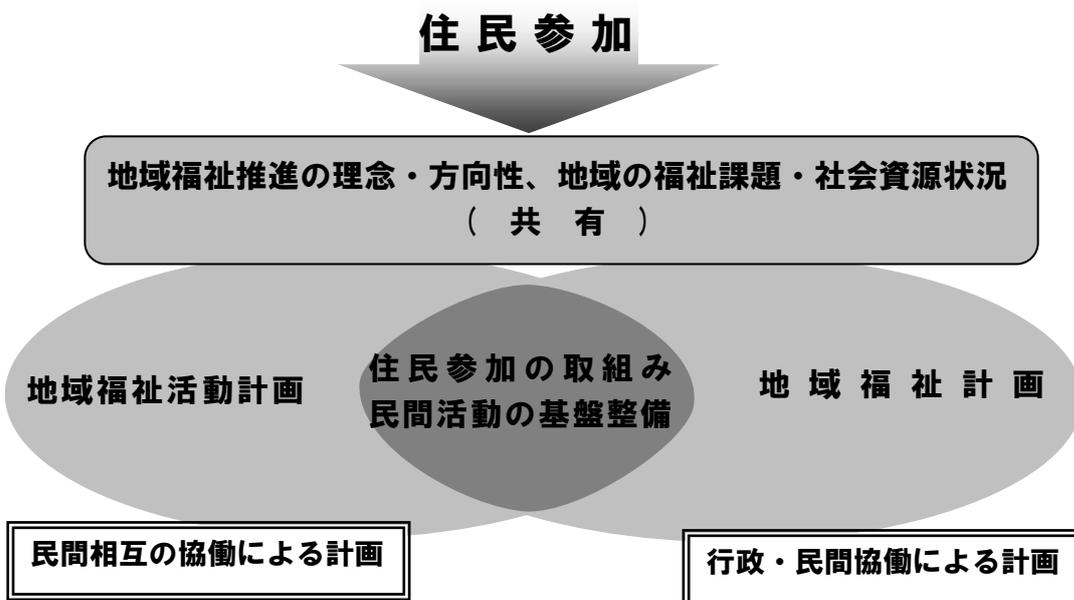


(4)計画の位置づけ

利府町第2期地域福祉計画を踏まえ、地域における住民と利府町社協の実践的な計画です。

策定にあたっては、利府町社協が中心となり、地域住民、福祉関係団体、ボランティア・行政等の参加を得て、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動指針を示すという性格を持った計画です。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」(行政計画)とそれを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に係るものの役割や協働を明確化し、実効性を高めることができます。



(5) 地域福祉活動計画(社協)と地域福祉計画(行政)と密接な関係

社会福祉法は、社会福祉の目指す方向性として、「地域福祉の推進」を大きな柱としています。これにより、各市町村は、地方自治法（第 2 条第 4 項）に規定された基本構想に即し、「地域福祉の推進」に関する事項を一体的に定める計画として、「市町村地域福祉計画」が策定されています。（社会福祉法第 107 条）

このため、利府町では、利府町総合計画（マスタープラン）を上位計画として、「利府町第 2 期地域福祉計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」が策定されています。

このたび策定した「利府町地域福祉活動計画（第 2 期）」と「利府町第 2 期地域福祉計画」は、ともに地域福祉の推進を目的として、地域住民、福祉関係機関等の参加により策定されることから、密接な関係にあります。

利府町の計画が、高齢者、障害者、子育て・児童等各福祉分野の行政施策を地域福祉の観点からとらえた計画であるのに対し、利府町社協の本計画は、「民間の立場」から利府町の計画と密接に連携して、地域福祉を推進するためのより実践的な行動計画と位置づけています。

利府町社協と利府町は、それぞれの第 2 期計画の策定にあたり、住民アンケート調査の結果、福祉課題の把握、その他関係資料など情報の共有化に努め、連携してきました。

このため、福祉関係団体、地域活動実践者等による本計画策定委員についても、半数は、利府町の計画策定委員と同じメンバーになるよう調整を図りました。

第3章 計画の体系

基本
理念

(2) 計画の基本理念

**みんなで参加
笑顔あふれる
福祉のまち”利府”**

＜基本理念＞

住民主体の福祉のまちづくりを推進するために
「**みんなで参加**」し、利府市民の誰もが「**笑顔あ
ふれる**」明るい気持ちで、地域でいきいきと生活で
きるような、「**福祉のまち “利府”**」を目指します。

(3) 基本目標・基本計画

第1期活動計画で3つの基本目標を達成するために、それぞれ3項目の基本計画を設定しました。

第1期(3か年)の評価の中で、取り組みが不十分な点が多くあったこと受け、第2期活動計画については、目標・計画の方向性については第1期活動計画を踏襲し、第1期同様の「目標」「計画」としています。

【1 住民参加による安心のまちづくり】

基本計画① 福祉の広報活動を充実しましょう

基本計画② 地域コミュニティの構築と地域交流の場をつくりましょう

基本計画③ 地域活動を活性化しましょう

【2 福祉人材が育ち活躍できるまちづくり】

基本計画① 福祉教育活動に取り組みましょう

基本計画② ボランティアの育成に努めましょう

基本計画③ ボランティアセンターを充実しましょう

【3 地域福祉活動の基盤づくり】

基本計画① 地域福祉活動の拠点を強化しましょう

基本計画② 社会福祉協議会の運営基盤を強化しましょう

基本計画③ 福祉関係団体同士のネットワークを強化しましょう

(4) 具体的な取り組み

住民参加による安心のまちづくり

基本目標
1

基本計画① 福祉の広報活動を充実しましょう

- 1 社協だより、ホームページ等を活用して、タイムリーに福祉の情報を発信する
- 2 町内会の回覧板を有効に活用し、福祉の情報を発信する
- 3 町内の福祉資源の紹介、地域の取り組みや福祉団体等の活動を積極的に発信する

基本計画② 地域のコミュニティの構築と地域交流の場をつくりましょう

- 1 町内会活動に積極的に参加する
- 2 地域コミュニティをつくるため、町内会と福祉関係団体等が情報交換する
- 3 地域課題の解決のため、町内会と民生委員がさらに連携を強化する

基本計画③ 地域活動を活性化しましょう

- 1 地区社会福祉協議会(地区社協)活動の目的を明確化し、活動の充実と活性化を図る
- 2 小地域活動を推進する
- 3 住民主体の地域福祉活動を財政面で支援する
- 4 地域の福祉団体、ボランティア団体活動に積極的に関わる

現在取り組んでいる活動事例

地域活動の紹介や福祉情報など分かりやすい紙面づくりに努めています。さらに「社協だより」「ホームページ」など広報・PR活動を強化し、町民の皆さまに発信していきます。



「地区社協」地域交流事業の様子です。地域コミュニティの入口は、「日頃のあいさつ」と「行事に参加して顔の見える関係をつくる」ことです。



小地域ネットワーク事業の様子です。参加した皆さんが、体を動かし、笑って楽しむことが、介護予防につながります。



町内会「防災訓練」の様子です。訓練メニューの中に介助の必要な方がいた場合の支援方法などについて、学んでいます。いざという時の、地域での助け合いに役立つことが期待されます。

基本計画① 福祉教育につとめましょう

1. 住民に自分の地域や福祉に対して関心を持つよう意識の高揚を図る
2. 地域福祉活動を実践するために必要な研修会を開催する
3. 児童・生徒、保護者等を対象とした福祉学習を開催する

基本計画② ボランティアの育成につとめましょう

1. ボランティアを育成するための研修会を開催する
2. 組織化を図るボランティアグループを支援する
3. ボランティア団体の活動が活発になるよう支援する
4. ボランティアをしたい住民に対し、情報提供や斡旋活動を行い、充実した活動が担えるよう支援する

基本計画③ ボランティアセンターを充実しましょう

1. ボランティアコーディネート機能を強化する
2. 気軽に足を運べるような、ボランティアセンターになるよう環境整備を図る
3. ボランティアニーズを把握するための仕組みづくりに努める
4. ボランティア情報の拠点として、PR 機能を強化する
5. 災害ボランティアの育成と地域での支援体制を整備する

現在取り組んでいる活動事例

小地域ネットワーク事業の様子です。地域ボランティアが企画し高齢者世帯を対象とした「振り込め詐欺への対策」をテーマに、防災安全班（左）・警察（右）と連携した事業です。安心のまちづくりに繋がっていくものと考えています。



福祉用具の点検の仕方や介助法について学んでいる様子です。
福祉・介護体験学習は、子どものころから体験することで、福祉意識の高揚を図るうえで、効果のある事業の一つです。



利府町社協では、各小学校等におじゃまして、福祉体験学習を行っています。福祉教育事業の一つとして、学校と連携して取り組んでいます。さらに、児童と保護者が一緒に福祉体験することも効果的と考えています。



自然災害などにより地域に被害があった場合、まずは安否確認など地域の助け合いが不可欠となります。また、大規模災害時や被害が長期化する場合は、災害ボランティアが速やかな復旧のため活躍が期待されます。

基本目標3

地域福祉活動の基盤づくり

基本計画① 地域福祉活動の拠点を強化しましょう

1. 地域の集会所等を積極的に活用する
2. 福祉ネットワーク化を福祉関係機関と連携して図る
3. 学校等と連携を深め、活動の場を広げるよう努める
4. 新たな住民福祉活動の場を探求し、身近な場所での拠点づくり

基本計画② 社会福祉協議会の運営基盤を強化しましょう

1. 総合的な福祉相談窓口として体制を整備し、相談支援事業を強化する
2. 理事会・評議員会の適正運営と事業への参画を促進する
3. 自主財源の確保に積極的に努め、より一層、財務管理を徹底する
4. 社会福祉協議会事業のより一層の効率化を図る(スクラップ・アンド・ビルド)

基本計画③ 福祉関係団体同士のネットワークを強化しましょう

1. 要援護者の情報の共有化を図るための仕組みづくりに努める
2. 福祉関係団体同士の情報交換会等を開催し、連携を強化する
3. 地域のセーフティネットを確立するために、町内会、民生委員児童委員協議会、行政、社会福祉協議会等が中心となり、連携をさらに強化する

現在取り組んでいる活動事例



民生委員と社協のグループワークの様子です。民生委員同士で、活動における共通の課題や地域の課題について意見を出し合い、その解決策をみんなで話あっています。



障がい福祉団体の情報交換会の様子です。身体・知的・精神それぞれが抱えている障がいの垣根を越えて、ハンディがあっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、3団体共通の課題や今後の取り組みについて意見交換しています。



社協「出張相談所」の様子です。定例の生活相談所の開設の他、町内会の協力により集会所をお借りするなど、地域に出向きさまざまな相談に応じています。

第4章 利府町地域福祉活動計画 (第2期)の推進に向けて

基本理念

みんなで参加 笑顔あふれる 福祉の町“利府”

目標を達成するためにそれぞれの担い手に期待される役割

地域福祉を推進するためには、地域の関係団体をはじめ、NPO、ボランティア（個人、団体、企業等）福祉サービス事業者など地域とかわりを持つすべての人や団体、企業等がそれぞれに役割を担い、積極的に行動するとともに、相互に結びつき強調・協力していくことが重要です。利府町地域福祉活動計画(第2期)では、それぞれの担い手に期待される役割をあらためて確認するために、次のように整理しました。

利府町民の皆さま、地域で活動する団体の皆さまへ

- 利府町に住む一人ひとりが、ご近所との身近な交流や各種地域行事・地域のボランティア活動などへの積極的な参加によって、地域への愛着や地域とのつながりを深めるなど、一人ひとりが、地域福祉の担い手として、日頃から関心を持って行動することを期待しています。
- 町内会（地区社協）は、住民の支え合い・地域づくりのもっとも基礎となる団体として認識しています。
日頃の近所づきあいやあいさつを交わすといった顔の見える人間関係をもとに、住民が広く参加できるような地域福祉活動を行い、近隣同士のつながりが途切れない取り組みを行うことを期待しています。
- ボランティア団体は、それぞれの目的を達成しようとしている集まりです。
町内会などの地縁組織とは、活動手法等も異なりますが、お互いのあり方や活動内容を尊重しながら連携し、地域の福祉課題の解決に協働で取り組むことを期待しています。
- 民と公が協働することで地域福祉は充実していきます。行政は、住民主体による地域福祉活動が円滑に推進されるように活動拠点の確保や人材育成事業に対する一層の支援、地域福祉活動団体との連携など「福祉のまちづくり」に向けた協働の取り組みが期待されます。（参考：利府町第2期地域福祉計画より）
- 利府町社会福祉協議会は、地域福祉活動計画（第2期）が目指す目標の実現に向けて、町、福祉関係団体等と連携し、利府町民一人ひとりが地域で活躍できるように、積極的に事業推進に努めてまいります。

資料編

資料1 「住民の福祉意識調査」の集計結果

資料2 利府町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

資料3 策定委員会名簿

資料4 策定までの経過

利府町社会福祉協議会 利府町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人利府町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が取り組むべき地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、社会福祉法人利府町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、10名以内で構成し、次に掲げるもののうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動実践者
- (3) 行政関係者
- (4) 福祉団体関係者
- (5) 福祉施設関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉事業に関心があり、本会会長が委嘱することが必要と認められた者。

2 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委員を委嘱した日から計画を策定した日までとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第4条第1項の規定にかかわらず本会会長が招集する。

利府町社会福祉協議会「利府町地域福祉活動計画（第2期）策定委員会委員名簿

No.	氏名	職名	備考
1	相澤 久米治	社会福祉協議会理事（学識経験者）	
2	岡崎 昭二	地区社協（地域活動実践者）	
3	宮城 隆雄	民生委員児童委員協議会（福祉団体関係者）	
4	鈴木 とみ子	ボランティア友の会（地域活動実践者）	
5	阿部 次雄	老人クラブ連合会（地域活動実践者）	
6	折笠 ゆき江	保健福祉課（行政関係者）	
7	板橋 健夫	身体障害者福祉協会（福祉団体関係者）	委員長
8	高橋 繁夫	NPO 法人さわおとの森（福祉施設関係者）	副委員長

任期：平成27年9月29日から計画を策定した日まで

策定までの経過

日 時	内 容	備 考
平成 27 年 3 月 17 日	利府町社会福祉協議会の理事会において、第 2 期計画策定を、行政計画「利府町地域福祉計画」と整合性を図りながら、平成 27 年度中に策定することを確認・了承。	
平成 27 年 5 月	利府町社会福祉協議会理事会、評議員会において、「活動計画 3 か年の評価」報告	
平成 27 年 9 月 1 日 ～9 月 30 日	「住民の福祉意識調査」の配布・回収	町内会長を通じ住民へ（687 世帯）
平成 27 年 9 月 29 日	第 1 回地域福祉活動計画（第 2 期）策定委員会	社協会長から委嘱状交付、諮問
平成 27 年 11 月 25 日	利府町社会福祉協議会の理事会、評議員会において、住民の福祉意識調査の集計結果を報告	
平成 27 年 11 月 30 日	「住民の福祉意識調査」の集計、分析（利府町ボランティア友の会協力）	回 答 456 世帯 回答率 66.4%
平成 27 年 12 月 15 日	第 2 回地域福祉活動計画（第 2 期）策定委員会	住民の福祉意識調査集計結果等
平成 28 年 1 月 25 日	第 3 回地域福祉活動計画（第 2 期）策定委員会	計画書原案（骨子）作成、加除訂正等
平成 28 年 2 月 17 日	第 4 回地域福祉活動計画（第 2 期）策定委員会	計画書原案の確認及び確定。必要に応じ加除、訂正
平成 28 年 3 月	第 5 回地域福祉活動計画（第 2 期）策定委員会（※）必要な場合開催	
平成 28 年 3 月	利府町社会福祉協議会長へ策定委員会から答申	委員長が代表して
平成 28 年 3 月	利府町社会福祉協議会理事会で承認、評議員会に報告	理事会に原案提出
平成 28 年 4 月	活動計画書、ダイジェスト版の印刷製本	
平成 28 年 5 月～7 月	関係機関に配布、住民に周知	

利府町地域福祉活動計画

【平成 28 年度～平成 32 年度】

◆発行日 平成 28 年 7 月

◆編集・発行 社会福祉法人利府町社会福祉協議会

〒981-0104

宮城県宮城郡利府町中央 2 丁目 1 1 - 1

TEL 022-356-9060

FAX 022-356-9225